

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊都城駐屯地  
第373会計隊長 池田 創平

下記のとおり一般競争入札を行います。

### 記

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等：使用済自動車の売払い
- (2) 規格・数量：内訳書のとおり
- (3) 代金納付時期：令和8年2月27日(木)
- (4) 搬出時期：仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した後とするも、官側との調整による
- (5) 引取期限：令和8年2月27日(木)
- (6) 解体・破碎及び搬出場所：陸上自衛隊都城駐屯地
- (7) 自動車等番号及び車台番号：付紙のとおり

#### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者なお、自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。また契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に規定する「引取業者の登録」、「フロン類回収業者の登録」、「解体業の許可」及び「破碎業の許可」のすべてを満たす者又は、「引取業者の登録」を満たし、他の3業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負承認申請書及び下請負者が必要な資格を有する証明書を提出し、契約担当官の承認を得た者。

#### 3 契約条項等を示す場所

- (1) 契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所  
陸上自衛隊都城駐屯地及び西部方面隊ホームページ  
(ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>)
- (2) 公告掲示場所  
陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ

#### 4 入札説明会：実施しない。

ただし、現場確認を入札日までに実施すること、事前に第15項の担当者に連絡をし、日程を調整すること。

## 5 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和7年9月25日（木）10時00分

## 6 落札決定方法

総額が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合はくじ引きにより落札者を決定する。

## 7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除  
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除  
ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

## 8 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの
- (3) 電話・電報・FAXによる入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (6) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する

## 9 契約書等の作成

- (1) 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する
- (2) 適用する契約条項  
「不用物品売払契約条」  
「売払い物品の解体に関する特約条項」  
「談合等の不正行為に関する特約条項」  
「暴力団排除に関する特約条項」

## 10 損害賠償請求等

- (1) 車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。  
また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴収するものとする。

## 11 入札書に関する事項

- (1) 入札書については、令和7年9月19日（金）までに受領すること。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- (2) 入札参加者心得及び契約条項を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約する旨（当社は入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。）を入札書に付記するものとする。尚、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとみなす。
- (3) 入札書は消費税抜きの金額を記入すること。

## 12 事前提出書類

- (1) 提出期限  
令和7年9月19日（金）17時00分
- (2) 提出書類  
ア 資格審査決定通知書（写）  
イ 引取業、フロン類回収業、解体業及び破砕業の4つの業種資格すべて証明できる書類（写）  
ウ 引取業の資格を有し、他の3業種を他業者に下請けさせる者は、引取業を証明できる書類（写）、下請けさせる者の3業種の資格を証明できる書類（写）及び下請負承認申請書を提出  
エ 作業工程表及び細部実施要領書の案

オ その他、官側が必要に応じて提出を依頼する書類

13 その他

- (1) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること
- (2) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし令和7年9月24日(水)17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること
- (3) 市場調査価格(下見積書)を令和7年9月19日(月)17時00分までに提出すること
- (4) 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する
- (5) 当該売払車両の部品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要である
- (6) 所有権移転の時期は仕様書4.1に示す提出書類の提出が完了した時期とする
- (7) 下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを禁止する。
- (8) 下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等により下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認を実施する、確認ができなかった場合は当該下請負者を承認しない電話等による確認期間は、下請負承認申請から令和7年9月19日(金)17時00分までとする
- (9) 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、09時50分からとする

14 入札に関する問い合わせ先

〒885-0086

宮崎県都城市久保原町1街区12号

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊契約班 担当：梅ヶ谷

TEL 0986-23-3944(内線341) FAX 0986-23-0832

15 仕様書及び内訳書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地業務隊補給科補給班 担当：西谷(内線541)